

松阪市立松ヶ崎小学校・米ノ庄小学校 再編活性化に関わる意見聴取会

松阪市教育委員会事務局
教育総務課 学校活性化推進室

米ノ庄小学校 ランルーム	令和6年7月29日（月）19:00～20:30
松ヶ崎小学校 体育館	令和6年8月1日（木）19:00～20:30

※説明の内容は全ての会場で同一

＜＜MEMO＞＞

■「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」(R5.3策定)の概要

背景

少子化、児童生徒数の減少に伴う「学校の小規模化」の進行
⇒ 教育環境の変化、教育条件への影響が懸念

子どもたちにとってより良い教育環境の実現
⇒ 一定の学校規模の確保が必要

適正規模の基本的な考え方

- ・ 学校生活において、多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きながら切磋琢磨し、社会性や協調性を育む機会が確保できる規模であること
- ・ 個に応じたきめ細やかな指導をするための少人数学習や習熟度別学習など、表現力、思考力、判断力を養うための多様な学習形態を取り入れた教育が可能となる規模であること
- ・ クラブ活動や部活動において、児童生徒のニーズに応じた多様な活動を編成・実施できる規模であること
- ・ 一定の教職員数が確保でき、互いに研究・協議を行いながら指導の充実を図るとともに、経験年数、専門性、男女比率等、バランスのとれた教職員を確保できる規模であること
- ・ 中学校において、各教科に専門の教職員を適切に配置できる規模であること
- ・ 体育、音楽、道徳、学級活動等の学習指導及びグループ学習や、求められている主体的・対話的で深い学びの実現に向け、制約が生じることがないような規模であること

学校規模適正化を検討する範囲（対象校）

現年度から6年後において「松阪市として最低限確保したい学校規模」を下回ると見込まれる学校（※現年度：令和4年度）

※松阪市として最低限確保したい学校規模

<小学校> 6学級以上（各学年1学級以上） 1学級20人程度（全学年120人程度）

<中学校> 3学級以上（各学年1学級以上） 1学級20人程度（全学年60人程度）

学校規模適正化の方策

- (1) 通学区域の見直し
原則、同一中学校区内での実施が望ましい。
国道、河川、鉄道等の地理的要素も勘案して検討する。
- (2) 隣接校との統合
3校以上や中学校区全体で検討する場合もあり得る。
原則、既存の学校施設を活用することとし、
大規模改修の際には、将来を見越して計画的かつ効率的に実施する。
- (3) その他の方策
適正化対象校が、地理的条件等により(1)(2)の手法が困難な場合や、
他にはないような特徴的な学びの形態を有する場合に検討する手法
①小中一貫教育、②小規模特認校制度、③特色あるカリキュラムの編成 など

検討時期

優先順位を付けて検討していく。

- 短期的な取組 ①現存する複式学級の解消 ②将来的な複式学級の抑制
中長期的な取組 ③現存する20人未満単学級の解消 ④将来的な20人未満単学級の抑制

■各小学校の学級数・児童数（令和6年5月1日現在）

小学校	全体		1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援		複式 1,2年 3,4年 5,6年
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	
松ヶ崎	4 (3)	31 (30)	-	2	1	6	-	4	1	5	-	4	1	9	1	1	1,2年 3,4年 5,6年
米ノ庄	9 (7)	197 (188)	1	23	2	39	1	24	1	32	1	33	1	37	2	9	-
天白	18 (14)	427 (402)	2	61	2	55	3	75	3	73	2	64	2	74	4	25	-
鵜	7 (6)	93 (90)	1	16	1	10	1	17	1	10	1	16	1	21	1	3	-
小野江	10 (8)	205 (197)	1	31	1	30	1	23	2	38	2	39	1	36	2	8	-
合計		953 (907)		133		140		143		158		156		177		46	

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

松ヶ崎小学校 対象校に該当

松ヶ崎小学校 複式学級あり ⇒ 複式学級の解消を図る

■ 令和5年度 松ヶ崎小学校において再編活性化の検討を開始 ■

■再編活性化に関わる協議の経過

平成 26 年度

国手引の策定「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」（文部科学省）

令和 2 年度

7 月 松阪市学校規模適正化検討委員会による検討開始（答申まで 12 回開催）

令和 3 年度

7 月 アンケートの実施「子どもたちのより良い教育環境について考えるアンケート」

令和 4 年度

10 月 検討委員会による答申「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置について」

3 月 基本方針の策定「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」

令和 5 年度

4. 28 松ヶ崎住民自治協議会 会長（事前説明）

4. 28 松ヶ崎小学校 学校運営協議会 会長（事前説明）

5. 23 松ヶ崎小学校 学校運営協議会（説明）

6. 5 松ヶ崎小学校 PTA 本部役員会（説明）

6. 15 松ヶ崎住民自治協議会 理事会（説明）

7. 19 松ヶ崎小学校 保護者（説明）

9. 13 松ヶ崎小学校 学校運営協議会（協議）

12. 13 松ヶ崎小学校 保護者（協議）

1. 15 松ヶ崎住民自治協議会 理事会（協議）

「保護者の意見を尊重していく必要がある。保護者意見を集約して報告を」

1. 19 松ヶ崎小学校 保護者（協議）

3. 8 松ヶ崎小学校 保護者（協議）

「米ノ庄小学校との統合の方向で協議を進めていくことを確認」

3. 15 松ヶ崎住民自治協議会 理事会（報告）

令和 6 年度

4. 27 松ヶ崎住民自治協議会 総会（協議）

「保護者意見交換の内容を受けて、住民自治協議会としての意見を集約」

「米ノ庄小学校との統合の方向で協議を進めていくことを確認」

5. 21 米ノ庄小学校 学校運営協議会 会長、米ノ庄住民自治協議会 会長（事前説明）

5. 28 米ノ庄小学校 学校運営協議会（説明）

5. 30 米ノ庄地域 自治会長会議（説明）

6. 7 米ノ庄小学校 PTA 本部役員会（説明）

7. 17 松ヶ崎小学校・米ノ庄小学校 学校活性化協議会（第 1 回協議）

「松ヶ崎小・米ノ庄小における再編活性化の方向性の協議・確認」

○松ヶ崎小学校 保護者の主な意見

- ・複式学級を早く解消すべきである。
- ・子どもの社会性や感受性を育てるためには一定の人数が必要である。
- ・仮に今回統合を見送ったとしても、課題の先送りにしかならないのではないかな。

○松ヶ崎小学校区 住民組織の主な意見

- ・地域にとって学校がなくなることは寂しいが、保護者の意見を最大限尊重すべきである。
- ・統合後も学校と地域の関係性をこれまでと変わらず構築できるよう考える必要がある。
- ・全ての住民を対象とした説明会を開催して意見を聞いてほしい。

○米ノ庄小学校区 住民組織 保護者の主な意見

- ・松ヶ崎小の児童減少を「一緒に考えていくべき課題」と捉え、協議を進めてはどうか。
- ・全ての住民を対象とした説明会を開催して意見を聞いてほしい。



統合校においては

・ 社会性や協調性の育成

多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きながら切磋琢磨し、社会性や協調性を育む機会を確保していく。

・ 郷土に対する誇りと愛着の育成

校区の広がりにより大きくなった学びの場において、地域と学校が連携して探究的な学習に取り組むことで、子どもたちの郷土に対する誇りと愛着を育んでいく。

将来的に 三雲中学校区においては

・ 地域総ぐるみでの教育

中学校区全体で、学校・家庭・地域が一体となって子どもの学びと育ちを支える教育体制を構築していく。

「①学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」、「②探究的な学習」、「③小中連携教育」をその3つの柱として取り組んでいく。

■再編活性化の方向性

○松ヶ崎小学校と米ノ庄小学校の2小学校を統合する。(新設統合)

- ・松ヶ崎小学校における複式学級の早期解消を図る
- ・同一中学校区であること
- ・中学校区内の学校間における児童数のバランスなどを勘案
- ・立地、通学距離等の教育環境の観点

○統合校の校舎は、米ノ庄小の校舎を活用する。

- ・校舎の建築年度及び教室数を考慮
- ・児童の学校間移動を最小限にするという観点

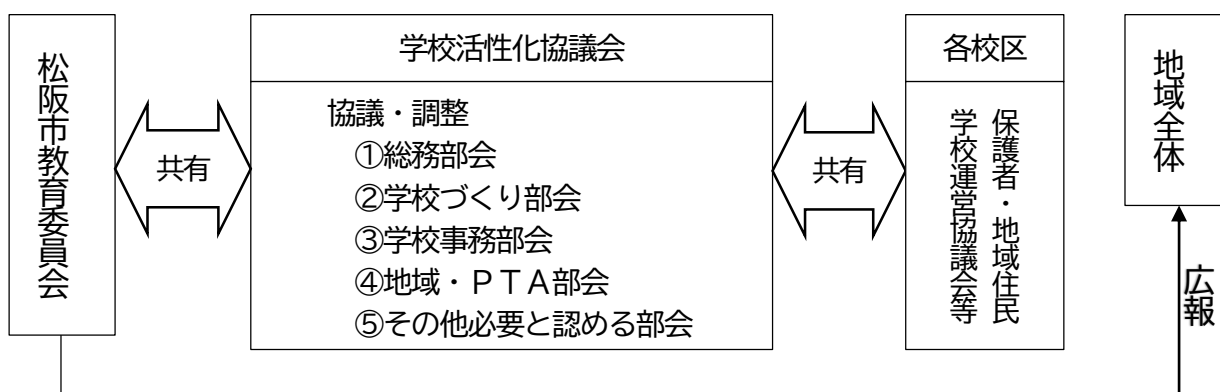
○統合校の開校時期は、令和8(2026)年4月1日とする。

※方向性の決定後、令和6～7年度の間で、準備部会による協議・調整、学校施設の改修工事等、必要な準備を進めていく。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
意見交換 協議検討	方向性の決定 ・学校活性化協議会と準備部会を設置して協議・調整 通学路、通学方法、教育課程、学校運営体制、 記念式典、PTA組織 など ・学校施設の改修工事など		令和8年4月 統合校開校

■準備部会による協議・調整

- ・学校活性化協議会内に必要な準備部会を設置して協議・調整する。
- ・調整できた事項は『学校活性化協議会だより』にて地域全体へ周知していく。



■再編活性化に伴い配慮すべき主な事項

①児童の環境変化への対応

- ・学校間における交流学习機会の増加
- ・スクールカウンセラーの活用による児童の心理的負担の軽減

②通学環境の整備

- ・通学路の設定・安全確保
- ・スクールバスの導入による通学支援

③放課後児童クラブの運営

- ・現状どおりの運営を原則として調整

④学校施設及び跡地の活用

- ・引き続き避難所としての機能を保持
- ・地域の意向やニーズを考慮の上、有効活用策を地域とともに検討

【資料】各小学校の学級数・児童数の将来推計（令和6年5月1日時点データに基づく）

■統合校

小学校	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
松ヶ崎	4 (3)	31 (30)	4 (3)	28 (27)	5 (4)	30 (29)	4 (4)	27 (27)	3 (3)	25 (25)	3 (3)	22 (22)	3 (3)	23 (23)
米ノ庄	9 (7)	197 (188)	8 (7)	183 (175)	8 (7)	168 (162)	8 (7)	150 (145)	8 (7)	145 (140)	7 (6)	123 (121)	6 (6)	118 (118)
統合校	12 (10)	228 (218)	11 (9)	211 (202)	10 (8)	198 (191)	9 (7)	177 (172)	9 (7)	170 (165)	7 (6)	145 (143)	6 (6)	141 (141)

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

■（参考）中学校区全体

小学校	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
松ヶ崎	4 (3)	31 (30)	4 (3)	28 (27)	5 (4)	30 (29)	4 (4)	27 (27)	3 (3)	25 (25)	3 (3)	22 (22)	3 (3)	23 (23)
米ノ庄	9 (7)	197 (188)	8 (7)	183 (175)	8 (7)	168 (162)	8 (7)	150 (145)	8 (7)	145 (140)	7 (6)	123 (121)	6 (6)	118 (118)
天白	18 (14)	427 (402)	19 (15)	420 (401)	19 (15)	396 (384)	18 (14)	367 (358)	15 (13)	330 (327)	14 (13)	327 (326)	13 (13)	319 (319)
鵜	7 (6)	93 (90)	7 (6)	84 (81)	7 (6)	80 (77)	7 (6)	80 (78)	7 (6)	77 (75)	7 (6)	73 (72)	6 (6)	63 (63)
小野江	10 (8)	205 (197)	11 (9)	206 (200)	10 (8)	196 (191)	9 (7)	180 (176)	9 (7)	179 (177)	8 (7)	172 (171)	7 (7)	164 (164)
合計		953 (907)		921 (884)		870 (843)		804 (784)		756 (744)		717 (712)		687 (687)

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

【資料】統合予定年度（令和8年度）における学年別学級数・児童数の推計

（令和6年5月1日時点データに基づく）

R8	全体		1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
松ヶ崎	5 (4)	30 (29)	1	6	-	6	1	2	-	6	1	4	1	5	1	1
米ノ庄	9 (7)	168 (162)	1	20	1	24	1	23	2	39	1	24	1	32	2	6
統合校	10 (8)	198 (191)	1	26	1	30	1	25	2	45	1	28	2	37	2	7

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。